

不動産 I D 等の 総合的な推進について

令和 5 年 10 月 30 日

内閣府

政策統括官（経済社会システム担当）付

参事官（社会基盤担当）

不動産 I D等の総合的な推進に関する最近の動き（R5.4以降）

時期

内容

①不動産 I Dや土地系ベースレジストリ等に関するロードマップについて

- | | |
|-----------|---|
| 令和5年4月28日 | ・第2回基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG
(ロードマップ策定に向けたキックオフ) |
| 令和5年6月2日 | ・第3回基盤的な地理空間情報の整備・更新・相互活用に関する検討WG
(不動産関係ベース・レジストリの整備・活用に関するロードマップ) |

②官民の幅広い分野での利活用について

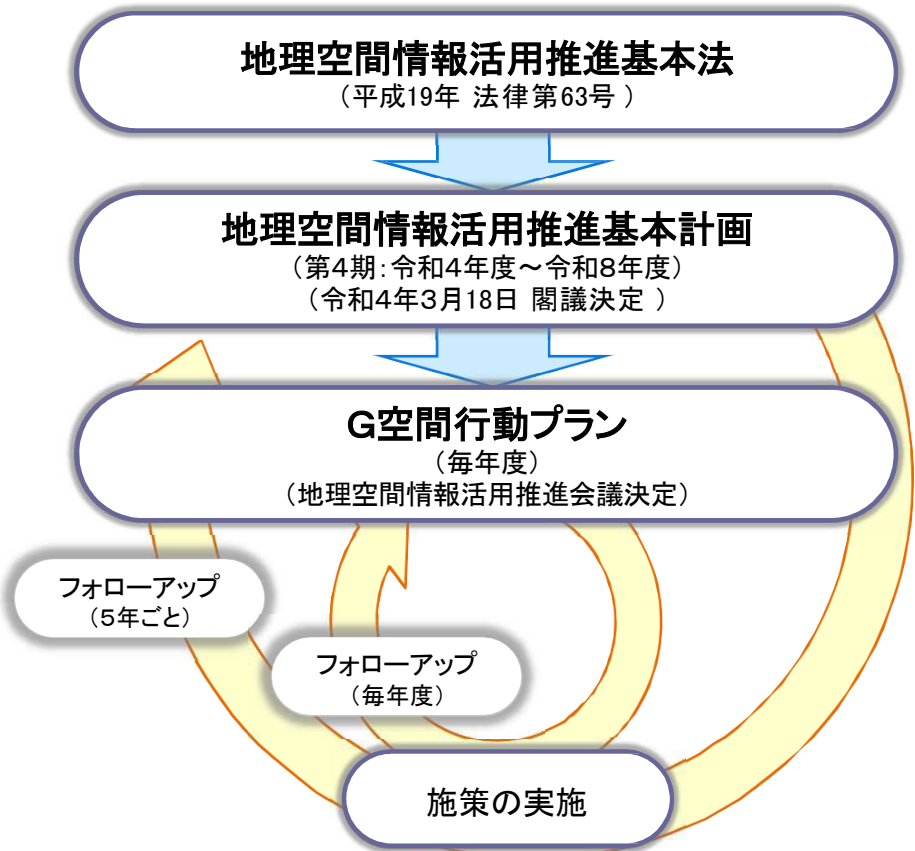
- | | |
|-----------|---|
| 令和5年5月30日 | ・第1回「不動産ID官民連携協議会」開催 |
| 令和5年5月30日 | ・「建築・都市のDX」官民ロードマップを策定
（PLATEAU×BIM×不動産IDについて2025年～ユースケースの横展開、
2028年～本格普及を目指す。） |
| 令和5年秋以降 | ・不動産ID確認システム試作版及び同システムを活用したモデル事業を展開 |

地理空間情報の活用推進に関する行動計画(G空間行動プラン)2023の概要

G空間行動プラン2023

- 地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月閣議決定)に基づき推進する具体的施策(G空間プロジェクト)について、地理空間情報活用推進会議の下、毎年度その進捗状況のフォローアップを行い、「地理空間情報の活用推進に関する行動計画」(G空間行動プラン)として取りまとめ、PDCAサイクルにより、各施策の計画的な推進を図る。
- G空間行動プラン2023では、**11件のシンボルプロジェクト等**を含め、**全体で152件の施策**を総合的に推進。

G空間プロジェクトのPDCAサイクル



第I部 「G空間行動プラン2023」の概要

基本計画において重点的に取り組むべき施策として位置づけられている**11件のシンボルプロジェクト等(※)**について、以下を取りまとめ。

- ・令和4年度の達成状況及び令和5年度の実施内容等
- ・KPIの進捗状況、工程表

※10件のシンボルプロジェクトに加え、不動産関係ベース・レジストリの整備・推進について新たに取り組む。

第II部 施策別概要集

基本計画に基づき実施する**全施策**について、シンボルプロジェクト等と同様に令和4年度の達成状況、KPIの進捗状況、工程表等を取りまとめ。

総施策数	152件
内 G空間行動プラン2022からの継続施策数	146件
新規に追加された施策(※)	6件
※土地政策分野:	2件
海上保安分野:	1件
交通分野:	1件
災害リスク評価分野:	1件
スマート農業分野:	1件

○ 10件のシンボルプロジェクトに加え「不動産関係BRの整備・推進」についても新たに取り組む

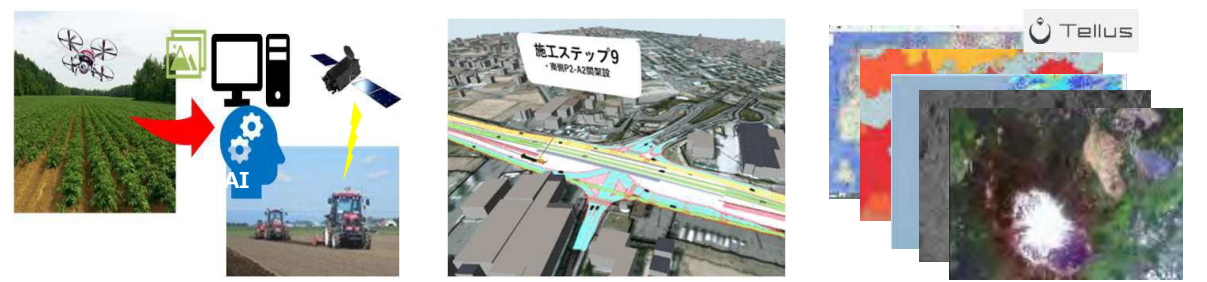
(1) 自然災害・環境問題への対応

- ★1 統合型G空間防災・減災システムの構築の推進
- ★2 地球観測衛星による気候変動等の地球規模課題解決への貢献



(2) 産業・経済の活性化

- ★3 スマート農業の加速化などデジタル技術の利活用の推進
- ★4 i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進
- ★5 衛星データ利活用促進事業



(3) 豊かな暮らしの実現

- ★6 自動運転システムの開発・普及の促進
- ★7 「空間ID」を含む4次元時空間情報基盤の整備
- ★8 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト「PLATEAU」



(4) 地理空間情報基盤の継続的な整備・充実

- ★9 高精度測位時代に不可欠な位置情報の共通基盤「国家座標」の推進
- ★10 準天頂衛星システムの開発・整備及び測位能力向上の推進
- ★11 不動産関係ベース・レジストリの整備・推進



「新経済・財政再生計画 改革工程表2022」より抜粋

K P I 第2階層	K P I 第1階層	行程（取組・所管府省、実施時期）	23	24	25
<p align="center">—</p> <p align="center">（次年度以降の改訂で記載）</p> <p>※官民連携プラットフォーム（協議会）において策定する具体的な工程表に基づき検討することとする。</p>	<p align="center">—</p> <p align="center">（次年度以降の改訂で記載）</p> <p>※官民連携プラットフォーム（協議会）において策定する具体的な工程表に基づき検討することとする。</p>	<p>（不動産 I D 等の総合的な推進）</p> <p>a. 各不動産の共通コードである「不動産 I D」により、不動産関連情報の連携・活用を促進し、不動産業界の生産性及び消費者利便の向上を図る。（2026年度以降も継続的に実施）</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>b. 「建築・都市の D X」を推進し、建築 B I M や 3 D 都市モデル（ P L A T E A U ）等の情報連携のキーとして、各不動産の共通コードである「不動産 I D」の社会実装を図ることで、デジタルツインを活用した官民の多様なデータ連携を図る。（2026年以降も継続的に実施）</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>c. 地方公共団体における都市計画 G I S の利活用の促進・充実とオープンデータ化のための環境整備をするとともに、不動産 I D 等の多様な空間データとの相互連携方策を検討する。（2026年度以降も継続的に実施）</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
		<p>d. 不動産 I D を情報連携のキーとして、官民データの連携を促進し、不動産取引・都市開発の活性化、物流・流通の高度化、インシュアテックの推進、行政の D X など、官民の幅広い分野における成長力強化を図るため、2023年春までに官民プラットフォーム（協議会）を設置する。また、関係省庁の役割分担の下、具体的な工程を策定し、不動産 I D の社会実装に向けた推進体制を整備する。</p> <p>《所管省庁：国土交通省、内閣府、関係省庁》</p>	→		
		<p>e. 幅広い主体による不動産 I D の付番を促進するため、「土地関連台帳間連携プラットフォーム」と連動した、不動産 I D の取得・確認手法の実用化に向けた技術実証を実施する。</p> <p>《所管省庁：国土交通省、デジタル庁、法務省》</p>	→		
		<p>f. 不動産番号等の不動産登記の表示に関する情報の電子データを各行政システム間の連携により効率的に活用するための仕組みについて、2023年度に技術実証を実施する。</p> <p>《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省》</p>	→		
		<p>g. 土地関連台帳間連携プラットフォームについて、不動産 I D やベース・レジストリとの連携のあり方、推進体制、データフロー等の具体的なロードマップを検討する。</p> <p>《所管省庁：デジタル庁、法務省、国土交通省、関係省庁》</p>	→		